

受水槽以下装置に設置するメーターの取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受水槽以下装置」とは、住宅等への給水を目的として受水槽以降に設けられた給水施設をいう。

(申請)

第3条 受水槽以下装置にメーターを設置しようとする者は、佐倉市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請するものとする。

(メーター)

第4条 受水槽以下装置に設置することができるメーターは、乾式接線流羽根車式（直読式）メーターとし、管理者が認定したもので、都道府県知事による検定検査に合格したものでなければならない。

(建物の構造等)

第5条 受水槽以下装置にメーターを設置しようとする者は、その設置に支障が生じないように、あらかじめ建物の構造を考慮しておかなければならない。

(費用の負担等)

第6条 受水槽以下装置へのメーターの設置に係る費用は、当該設置を申請した者の負担とする。

2 管理者は、点検等の必要のため、受水槽以下装置に設置されたメーターの寄附を受けるものとする。

(維持管理)

第7条 受水槽以下装置の利用者は、当該装置の維持管理を適正に行うものとする。

2 検定期限満了によるメーターの取替え及び検査終了後のメーターの修理については、管理者が行うものとする。ただし、受水槽以下装置の所有者又は利用者の責に係るものについては、この限りでない。

(使用水量)

第8条 給水装置に設置したメーター（以下「親メーター」という。）の指針

と、受水槽以下装置に設置したメーターの指針との総和の差が著しい場合は、親メーターの指針をもって使用水量とする。

- 2 前項の場合において、その原因を調査した結果、当該処理が適当でないと認められるときは、管理者が別に使用水量を定めることができる。

(所有者及び使用者の変更)

第9条 受水槽以下装置の所有者又は使用者は、当該所有又は使用に係る者を変更しようとするときは、管理者に届け出るとともに、前2条に規定する事項を新たな所有者又は使用者に熟知させ、その義務を引継がせるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、受水槽以下装置に設置するメーターの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、昭和59年12月1日から施行する。
(中高層住宅等の給水に関する特別取扱い基準の廃止)
- 2 中高層住宅等の給水に関する特別取扱い基準は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行日前に設置された隔測メーターは、検定期限満了時において乾式接線流羽根車式(直読式)メーターに切替えるものとする。この場合において、検定期限満了時におけるメーターの取替えは、管理者が行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、隔測メーターでなければ検針が困難な施設については、既存建物の改築時までの間、別に協定書を締結することにより隔測メーターを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。